添付６

令和　年　月　日

茨城県知事　殿

　　　　　　　　　　（共同申請者）　申請者住所

氏名又は名称

（法人にあっては、その代表者の氏名）

令和４年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る共同申請同意書

令和４年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付要綱を確認の上、次のとおり申請することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名称 |  |
| 共同申請者名称 |  |
| 担当者連絡先（共同申請者） | （住所）〒（所属）（氏名）（電話）　　　-　　　-　　　（FAX）　　　-　　　-（E-mail）　　　　　　　　@ |

【参考】令和４年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象者）

第５条　補助金の交付対象者（以下、「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

（１）法人

（２）個人事業主

（３）その他知事が補助対象者として適当と認める者

２　補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

（１）過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

（２）過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

（３）次の申立てがなされていないこと。

　ア　破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

　イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

　ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

（４）債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

（５）県税その他の租税を滞納していないこと。

（６）茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

（７）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（８）この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（９）前号の規定にかかわらず、リース等事業者については、リース等使用者がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（10）関係法令や基準等を遵守すること。

３　リース等事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすときに限り、補助対象者とする。

（１）リース等事業者及びリース等使用者が前２項に掲げる全ての要件を満たすこと。

（２）リース契約、割賦販売又は電力販売の契約において、元本相当額から補助金に相当する金額が減額されていること。

（３）リース等事業者とリース等使用者の共同申請であること。

添付７

令和　年　月　日

茨城県知事　殿

（同意者）　同意者住所

氏名又は名称

（法人にあっては、その代表者の氏名）

令和４年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る設備設置の同意書

令和４年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付要綱を確認の上、次のとおり設備を設置することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名称 |  |
| 共同申請者名称 |  |
| 設置場所の名称 |  |
| 所在地 |  |
| 土地所有者 |  |
| 建物所有者 |  |
| 担当者連絡先（同意者） | （住所）〒（所属）（氏名）（電話）　　　-　　　-　　　（FAX）　　　-　　　-（E-mail）　　　　　　　　@ |